

感染症に罹患した生徒の  
保 護 者 様

新潟県立西新発田高等学校長

## 出席停止について

学校保健安全法第19条に基づき、医師の許可が出るまで出席停止といたします。

治癒しましたら、主治医から証明書欄に記入してもらい登校した際に学級担任へ提出してください。

なお、出席停止期間の授業は欠席にはなりません。

新潟県立西新発田高等学校長様

### 治癒証明書

以下の生徒は、感染症により登校を停止しておりましたが、治癒しましたので、登校を許可いたします。

生徒氏名 \_\_\_\_\_

感染症名 \_\_\_\_\_

出席停止  
期 間      月      日      ～      月      日

令和      年      月      日

病院・医院名 \_\_\_\_\_

医 師 名      \_\_\_\_\_ (印)